

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2015年11月5日

【四半期会計期間】 第19期第3四半期(自 2015年7月1日 至 2015年9月30日)

【会社名】 楽天株式会社

【英訳名】 Rakuten, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史

【本店の所在の場所】 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

【電話番号】 050-5581-6910 (代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役 副社長執行役員 最高財務責任者 山田 善久

【最寄りの連絡場所】 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

【電話番号】 050-5581-6910 (代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役 副社長執行役員 最高財務責任者 山田 善久

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第18期 第3四半期 連結累計期間	第19期 第3四半期 連結累計期間	第18期
会計期間		自 2014年1月1日 至 2014年9月30日	自 2015年1月1日 至 2015年9月30日	自 2014年1月1日 至 2014年12月31日
売上収益 (第3四半期連結会計期間)	(百万円)	424,216 (147,614)	514,711 (182,705)	598,565
税引前四半期(当期)利益	(百万円)	71,603	80,862	104,245
四半期(当期)利益 (第3四半期連結会計期間)	(百万円)	42,719 (19,373)	42,537 (14,823)	71,103
四半期(当期)包括利益	(百万円)	51,599	45,523	123,822
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	348,110	655,324	421,562
資産合計	(百万円)	3,323,347	4,107,899	3,680,695
基本的1株当たり四半期(当期)利益 (第3四半期連結会計期間)	(円)	32.06 (14.56)	31.41 (10.45)	53.47
希薄化後1株当たり四半期(当期)利益	(円)	31.88	31.18	53.15
親会社所有者帰属持分比率	(%)	10.5	16.0	11.5
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	71,031	29,555	111,860
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△158,813	△150,930	△261,085
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	101,106	161,705	189,512
現金及び現金同等物の四半期末 (期末) 残高	(百万円)	397,564	465,841	428,635

(注) 1 当社は要約四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 上記指標は、国際会計基準(以下、「IFRS」という。)により作成された要約四半期連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいております。

3 百万円未満を四捨五入して記載しております。

4 売上収益には、消費税等は含まれておりません。

5 期中の平均株式数については日割りにより算出しております。

2 【事業の内容】

当社グループは、インターネットサービスと、FinTech（注）という2つの事業を基軸とした総合インターネットサービス企業であることから、「インターネットサービス」、「FinTech」及び「その他」の3つを報告セグメントとしております。

当第3四半期連結累計期間において、主な事業内容の変更及び主要な関係会社の異動があった報告セグメントは、以下のとおりであります。

（インターネットサービス）

「インターネットサービス」セグメントは、インターネット・ショッピングモール『楽天市場』をはじめとする各種ECサイト、オンライン・キャッシュバック・サイト、旅行予約サイト、ポータルサイト、デジタルコンテンツサイト等の運営や、これらのサイトにおける広告等の販売等を行う事業により構成されております。

主要な関係会社の異動 新規連結：OverDrive Holdings, Inc. 及びそのグループ会社5社

（その他）

「その他」セグメントは、メッセージング及び通信サービスの提供等、プロ野球球団の運営等を行う事業により構成されております。

主要な関係会社の異動 新規連結：株式会社クリムゾンフットボールクラブ

（注）当第3四半期連結会計期間よりセグメント名を「インターネット金融」から「FinTech」（読み方：フィンテック）に変更しました。これは、当社グループが2003年より取り組んでいる、金融（Finance）とインターネット技術（Technology）の融合がFinTechと称され、世界中に広がっていることを反映させたものです。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」からの重要な変更があった事項は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

また、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」の項目番号に対応したものであります。

3 事業の拡大・展開に関するリスク

(1) 『楽天』ブランドの推進及び『楽天経済圏』の拡大の推進等について

当社グループは、流通総額の更なる拡大を目的として、各サービスブランドの『楽天』ブランドへの変更や、会員データベースの一元化、ポイントプログラムの共通化を媒介とした会員IDの統合等を推進し、『楽天経済圏』のさらなる拡大を進めております。ブランド名称や会員IDの変更に際しては既存会員のロイヤリティの低下や会員組織からの離脱を招く可能性もあり、これらの施策が期待通りの効果を得られない場合、当社グループサイト内の流通総額及び当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

7 マーケットに関するリスク

(1) 金利等変動リスク

当社グループは、連結子会社においてクレジットカード、証券及び生命保険等の金融サービスを展開しており、当該事業資金等については、主として金融機関からの借入金、社債等により調達しております。2015年9月末における外部金融機関からの連結有利子負債（短期及び長期借入金、社債、コマーシャル・ペーパー、証券業における信用取引借入金及びリース債務の合計）残高は595,332百万円であります。また、同じく連結子会社が展開する銀行業においては、預金調達を行い、当該資金を有価証券、貸出金等で運用しております。このため、市場金利が上昇した場合に、運用金利を上回って調達金利が上昇すること等を通じ、金利市場等の動向が当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当社グループは、第1四半期連結会計期間より経営者が意思決定する際に使用する社内指標（以下「Non-GAAP指標」という。）及びIFRSに基づく指標の双方によって、連結経営成績を開示しております。

Non-GAAP営業利益は、IFRSに基づく営業利益（以下「IFRS営業利益」という。）から、当社グループが定める非経常的な項目やその他の調整項目を控除したものです。経営者は、Non-GAAP指標を開示することで、ステークホルダーにとって同業他社比較や過年度比較が容易になり、当社グループの恒常的な経営成績や将来見通しを理解する上で、有益な情報を提供できると判断しております。なお、非経常的な項目とは、一定のルールに基づき将来見通し作成の観点から除外すべきと当社グループが判断する一過性の利益や損失のことです。その他の調整項目とは、適用する基準等により差異が生じ易く企業間の比較可能性が低い、株式報酬費用、子会社取得時に認識した無形資産の償却費等のことです。

注：Non-GAAP指標の開示に際しては、米国証券取引委員会(U.S. Securities and Exchange Commission)が定める基準を参照しておりますが、同基準に完全に準拠しているものではありません。

当第3四半期連結累計期間の経営成績（Non-GAAPベース）

当第3四半期連結累計期間における世界経済は、米国の金融政策正常化に向けた動きの影響、中国を始めとするアジア新興国等の先行き等について不確実性がみられたものの、持ち直し基調が継続しました。日本経済は、原油価格下落の影響や各種政策の効果を背景に、個人消費は底堅い動きとなっている等、緩やかな回復を続けました。

このような環境下、当社グループは、成長戦略を一段と強力に進めております。インターネットサービスの主力である国内ECサービスにおいては、楽天経済圏のオープン化戦略、スマートデバイス（スマートフォン及びタブレット端末）向けのサービス強化、トップページのリニューアルに代表されるユーザー満足度の向上施策等により、業績は順調に推移しております。コンテンツサービスにおいては、将来の利益成長に向けた戦略投資を継続する一方、厳格な費用管理にも取り組み、業績は改善基調にあります。また、図書館・教育機関向けに電子書籍、オーディオブック等のコンテンツ配信サービスを提供するOverDrive Holdings, Inc.（米国）（以下「OverDrive社」という。）を2015年4月に完全子会社化しました。当第3四半期連結会計期間よりセグメント名を変更したFinTech（注1）においては、『楽天カード』の会員基盤が一層拡大し手数料収入が増加したほか、『楽天証券』、『楽天銀行』等のサービスも順調に拡大し、大幅に利益が増加しております。

この結果、当社グループの当第3四半期連結累計期間における売上収益は514,711百万円（前年同期比21.3%増）、Non-GAAP営業利益は97,408百万円（前年同期比19.0%増）となりました。

（注1）当第3四半期連結会計期間よりセグメント名を「インターネット金融」から「FinTech」（読み方：フィンテック）に変更しました。これは、当社グループが2003年より取り組んでいる、金融（Finance）とインターネット技術（Technology）の融合がFinTechと称され、世界中に広がっていることを反映させたものです。

(Non-GAAPベース)

(単位：百万円)

	前年同期 (前第3四半期 連結累計期間)	当期 (当第3四半期 連結累計期間)	増減額	増減率
売上収益	424,216	514,711	90,495	21.3%
Non-GAAP営業利益	81,834	97,408	15,574	19.0%

当第3四半期連結累計期間の経営成績（IFRSベース）

当第3四半期連結累計期間における売上収益は514,711百万円（前年同期比21.3%増）、IFRS営業利益は82,958百万円（前年同期比13.5%増）、四半期利益（親会社の所有者帰属）は42,655百万円（前年同期比0.8%増）となりました。

(IFRSベース)

(単位：百万円)

	前年同期 (前第3四半期 連結累計期間)	当期 (当第3四半期 連結累計期間)	増減額	増減率
売上収益	424,216	514,711	90,495	21.3%
IFRS営業利益	73,116	82,958	9,842	13.5%
四半期利益 (親会社の所有者帰属)	42,323	42,655	332	0.8%

IFRS営業利益からNon-GAAP営業利益への調整

当第3四半期連結累計期間において、Non-GAAP営業利益で控除される無形資産の償却費は6,007百万円（前年同期比38.7%増）、株式報酬費用は4,523百万円（前年同期比239.1%増）となりました。また、本社移転に伴う費用である3,920百万円を非経常的な項目としております。前年同期における非経常的な項目3,053百万円は、海外子会社の引当金繰入額、のれん及び無形資産の減損、税法の改正等に伴う引当金取崩額の合計額です。

(単位：百万円)

	前年同期 (前第3四半期 連結累計期間)	当期 (当第3四半期 連結累計期間)	増減額	増減率
IFRS営業利益	73,116	82,958	9,842	13.5%
無形資産償却費	4,331	6,007	1,676	38.7%
株式報酬費用	1,334	4,523	3,189	239.1%
非経常的な項目	3,053	3,920	867	28.4%
Non-GAAP営業利益	81,834	97,408	15,574	19.0%

各セグメントにおける業績は次のとおりであります。なお、IFRS上のマネジメントアプローチの観点からセグメント損益をNon-GAAP営業損益ベースに変更しており、過去のセグメント損益も組替再表示しております。

(インターネットサービス)

当第3四半期連結累計期間のインターネットサービスセグメントは、主力サービスの国内ECにおいて、楽天経済圏のオープン化戦略、スマートデバイス向けサービスの強化、ビッグデータを活用したマーケティング、ユーザー満足度の向上施策、海外消費者向けサービスの強化等の各種施策を積極的に展開しました。旅行予約サービスにおいては、大型連休期間の予約等に需要が集まり、国内旅行、レンタカー、インバウンドサービス（外国語サイトからの予約サービス）等が好調でした。こうした取組の結果、国内EC（旅行予約を含む）の売上収益及び利益は順調に成長しました。海外ECサービスにおいては、2014年10月に子会社化したEbates Inc.（以下「Ebates社」という。）が業績の拡大に大きく貢献しております。次に、コンテンツサービスにおいては、将来の利益成長に向けた戦略投資を継続する一方、厳格な費用管理やOverDrive社の貢献により業績は改善基調にあります。

この結果、インターネットサービスセグメントにおける売上収益は309,495百万円（前年同期比22.5%増）、セグメント利益は56,513百万円（前年同期比22.5%増）となりました。

(単位：百万円)

	前年同期 (前第3四半期 連結累計期間)	当期 (当第3四半期 連結累計期間)	増減額	増減率
セグメント売上収益	252,705	309,495	56,790	22.5%
セグメント損益	46,150	56,513	10,363	22.5%

(FinTech)

当第3四半期連結累計期間のFinTechセグメントは、クレジットカード関連サービスにおいては、『楽天カード』会員の増加に伴いショッピング取扱高が前年同期比20.6%増となりました。リボ残高も順調に積み上がったことにより手数料収入等が増加しております。売上収益の順調な成長に加え、会計方針の変更（IFRS第15号の適用（注2））もあり、大幅な利益成長を果たしました。銀行サービスにおいては、ローン残高の伸長に伴い貸出金利息収益が増加しており、加えて費用効率化が奏功し、利益拡大が継続しております。証券サービスにおいては、国内株式売買代金が堅調に推移したほか、為替相場の変動に伴い外国為替証拠金の取引量が増加したこと等により、順調な利益成長が継続しました。

この結果、FinTechセグメントにおける売上収益は204,376百万円（前年同期比19.0%増）、セグメント利益は47,939百万円（前年同期比40.1%増）となりました。

（単位：百万円）

	前年同期 (前第3四半期 連結累計期間)	当期 (当第3四半期 連結累計期間)	増減額	増減率
セグメント売上収益	171,810	204,376	32,566	19.0%
セグメント損益	34,218	47,939	13,721	40.1%

（注2）IFRS第15号適用についての詳細は後述の注記「第4 経理の状況 1 要約四半期連結財務諸表 要約四半期連結財務諸表注記 2. 重要な会計方針」をご参照ください。

(その他)

当第3四半期連結累計期間のその他セグメントは、MVNO（仮想移動体通信事業者）サービスである『楽天モバイル』においては、契約者数の増加を目的としたテレビ広告、実店舗での販売等積極的な販促活動を実施しております。2014年3月に連結子会社化したメッセージング及びVoIPサービスを提供するVIBER MEDIA LTD. においては、将来の成長に向けた戦略投資を継続しており、ユーザーID数は順調に推移しております。プロスポーツ関連においては、東北楽天ゴールデンイーグルスにおいて、前年同期に計上した主力選手の移籍に伴う譲渡金収入による売上が剥落し、前年同期に比すとセグメント損益は減少しております。

この結果、その他セグメントにおける売上収益は38,639百万円（前年同期比15.8%増）、セグメント損失は4,441百万円（前年同期は2,394百万円の利益）となりました。

（単位：百万円）

	前年同期 (前第3四半期 連結累計期間)	当期 (当第3四半期 連結累計期間)	増減額	増減率
セグメント売上収益	33,375	38,639	5,264	15.8%
セグメント損益	2,394	△4,441	△6,835	-%

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結累計期間において、今後の更なる成長のため、財務基盤の強化等を目的として、公募増資を行いました（払込金額総額181,973百万円、払込日2015年6月30日）。調達資金の主要な使途である借入金等の返済は主に当第3四半期連結会計期間に行われております。

(資産)

当第3四半期連結会計期間末の資産合計は4,107,899百万円となり、前連結会計年度末の資産合計3,680,695百万円と比べ、427,204百万円増加しました。これは主に、銀行事業の貸付金が97,537百万円増加、Lyft, Inc.（以下「Lyft社」という。）への出資等に伴い有価証券が65,142百万円増加、OverDrive社等の買収により無形資産が59,724百万円増加、カード事業の貸付金が53,526百万円増加、その他の金融資産が43,280百万円増加したことによるものです。

(負債)

当第3四半期連結会計期間末の負債合計は3,450,644百万円となり、前連結会計年度末の負債合計3,252,609百万円と比べ、198,035百万円増加しました。これは主に、銀行事業の預金が147,112百万円増加、証券事業の金融負債が61,059百万円増加した一方、仕入債務が23,698百万円減少したことによるものです。

(資本)

当第3四半期連結会計期間末の資本合計は657,255百万円となり、前連結会計年度末の資本合計428,086百万円と比べ、229,169百万円増加しました。これは主に、公募増資等により資本金及び資本剰余金が181,022百万円増加、当第3四半期連結累計期間における親会社の所有者に帰属する四半期利益を42,655百万円計上したこと等により利益剰余金が49,840百万円増加したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ37,206百万円増加し、465,841百万円となりました。このうち、銀行事業に関する日銀預け金は、前連結会計年度末に比べ41,812百万円増加し、288,223百万円となりました。当第3四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況及び主な変動要因は、次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、29,555百万円の資金流入（前年同期は71,031百万円の資金流入）となりました。これは主に、銀行事業の預金の増加による資金流入が147,143百万円、税引前四半期利益による資金流入が80,862百万円となった一方で、銀行事業の貸付金の増加による資金流出が97,537百万円、カード事業の貸付金の増加による資金流出が53,525百万円、法人所得税等の支払による資金流出が46,310百万円となったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、150,930百万円の資金流出（前年同期は158,813百万円の資金流出）となりました。これは主に、OverDrive社等の子会社の取得による資金流出が58,433百万円、Lyft社等の有価証券の取得による資金流出が52,806百万円、ソフトウェア等の無形資産の取得による資金流出が25,663百万円となったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、161,705百万円の資金流入（前年同期は101,106百万円の資金流入）となりました。これは主に、公募増資等の株式の発行による資金流入が182,341百万円、長期借入れによる資金流入が93,952百万円となった一方で、長期借入金の返済による資金流出が49,729百万円、コマーシャル・ペーパーの減少による資金流出が32,500百万円となったことによるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当社の研究開発活動は、当社及び当社グループの開発業務への貢献を目的とし、個々の事業とは別に研究を行っております。2015年7月には、シンガポールと米国ボストンに研究拠点を設け研究体制の拡大を図っております。なお、研究開発活動の状況については、前連結会計年度より重要な変更はありません。

当第3四半期連結累計期間における、当社グループが支出した研究開発費の総額は5,928百万円であります。

(6) 従業員数

当第3四半期連結累計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数の著しい増減はありません。

(7) 生産、受注及び販売の実績

① 生産実績及び受注実績

当社グループは、インターネット上での各種サービスの提供を主たる事業としており、生産及び受注に該当する事項が無いため、生産及び受注実績に関する記載はしていません。

② 販売実績

当社グループは当第3四半期連結累計期間において、販売実績の著しい増減はありません。

(8) 主要な設備

当第3四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前連結会計年度末における計画の著しい変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,941,800,000
計	3,941,800,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2015年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2015年11月5日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,430,118,400	1,430,145,700	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株 あります。
計	1,430,118,400	1,430,145,700	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、2015年11月1日から当四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

決議年月日	2015年6月24日
新株予約権の数	1,022個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	0個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	102,200株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり1円 (注) 2
新株予約権の行使期間	A. 付与数の15% 2016年7月1日から 2025年7月1日まで B. 付与数の20% 2017年7月1日から 2025年7月1日まで C. 付与数の30% 2018年7月1日から 2025年7月1日まで D. 付与数の35% 2019年7月1日から 2025年7月1日まで (注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	A. 発行価格 2,026円 資本組入額 1,013円 B. 発行価格 2,022円 資本組入額 1,011円 C. 発行価格 2,017円 資本組入額 1,009円 D. 発行価格 2,013円 資本組入額 1,007円 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 7
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 8

(注) 1 新株予約権の目的たる株式（以下「発行株式」という。）の種類及び数
新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「発行株式数」という。）は100株とする。
ただし、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ）または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数は調整されるものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後発行株式数} = \text{調整前発行株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換または株式移転等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で発行株式数を調整する。

- 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権1個の行使に際して出資される価額は1円、その目的たる株式（行使により発行する株式をいう）の数は100株とする。各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の価額1円に当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員が行使する当該新株予約権の個数を乗じた金額とする。
ただし、前記1に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的たる株式数の数についても同様の調整を行うものとする。
- 3 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）の1年後の応当日から10年後の応当日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

4 新株予約権の行使の条件

- 1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 2) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 4) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができる。
 - i) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。
 - ii) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
 - iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
 - iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の65%（ただし、発行日の3年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
 - v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。
- 5) 新株予約権者は、新株予約権または株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社または当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
 - i) 現金による受領
 - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
 - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
 - iv) その他当社が定める方法
- 6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げた金額とする。
 - 2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 7) 新株予約権の取得事由及び条件
 - 1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社の株主総会において承認されたときは、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - 2) 新株予約権者が権利行使をする前に、前記4)1)に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- 8) 譲渡による新株予約権取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
- 9) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割により当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

 - 1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- 2) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- 3) 新株予約権の目的たる株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記1に準じて決定する。
- 4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記2で定められる行使価額を調整して得られる1株当たりの再編後払込金額(上記3)に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- 5) 新株予約権を行使することができる期間
前記3に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記3に定める行使期間の末日までとする。
- 6) 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
前記5に準じて決定する。
- 7) 譲渡による新株予約権取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数)の承認を要するものとする。
- 8) 新株予約権の取得事由及び条件
前記6に準じて決定する。
- 9) 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

決議年月日	2015年7月18日
新株予約権の数	16,380個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	485個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,638,000株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり1円 (注) 2
新株予約権の行使期間	A. 付与数の15% 2016年8月1日から 2025年8月1日まで B. 付与数の20% 2017年8月1日から 2025年8月1日まで C. 付与数の30% 2018年8月1日から 2025年8月1日まで D. 付与数の35% 2019年8月1日から 2025年8月1日まで (注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	A. 発行価格 1,991円 資本組入額 996円 B. 発行価格 1,986円 資本組入額 993円 C. 発行価格 1,982円 資本組入額 991円 D. 発行価格 1,978円 資本組入額 989円 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 7
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 8

(注) 1 新株予約権の目的たる株式（以下「発行株式」という。）の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「発行株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ）または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数は調整されるものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後発行株式数} = \text{調整前発行株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換または株式移転等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で発行株式数を調整する。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個の行使に際して出資される価額は1円、その目的たる株式（行使により発行する株式をいう）の数は100株とする。各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の価額1円に当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員が行使する当該新株予約権の個数を乗じた金額とする。

ただし、前記1に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的たる株式数の数についても同様の調整を行うものとする。

3 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）の1年後の応当日から10年後の応当日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

4 新株予約権の行使の条件

1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

- 2) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 4) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができる。
 - i) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。
 - ii) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
 - iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
 - iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の65%（ただし、発行日の3年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
 - v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。
- 5) 新株予約権者は、新株予約権または株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社または当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
 - i) 現金による受領
 - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
 - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
 - iv) その他当社が定める方法
- 6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げた金額とする。
 - 2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 7) 新株予約権の取得事由及び条件
 - 1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社の株主総会において承認されたときは、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - 2) 新株予約権者が権利行使をする前に、前記4)1)に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- 8) 譲渡による新株予約権取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
- 9) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割により当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

 - 1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 2) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。
 - 3) 新株予約権の目的たる株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記1)に準じて決定する。

- 4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記2で定められる行使価額を調整して得られる1株当たりの再編後払込金額(上記3)に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- 5) 新株予約権を行使することができる期間
 前記3に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記3に定める行使期間の末日までとする。
- 6) 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 前記5に準じて決定する。
- 7) 譲渡による新株予約権取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数)の承認を要するものとする。
- 8) 新株予約権の取得事由及び条件
 前記6に準じて決定する。
- 9) 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い
 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

決議年月日	2015年7月18日
新株予約権の数	8個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	0個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	800株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり1円 (注) 2
新株予約権の行使期間	2019年3月28日から 2025年3月26日まで (注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 1,979円 資本金組入額 990円 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 7
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 8

(注) 1 新株予約権の目的たる株式（以下「発行株式」という。）の種類及び数
 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「発行株式数」という。）は100株とする。
 ただし、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ）または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数は調整されるものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後発行株式数＝調整前発行株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換または株式移転等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で発行株式数を調整する。

- 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 新株予約権1個の行使に際して出資される価額は1円、その目的たる株式（行使により発行する株式をいう）の数は100株とする。各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の価額1円に当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員が行使する当該新株予約権の個数を乗じた金額とする。
 ただし、前記1に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的たる株式数の数についても同様の調整を行うものとする。
- 3 新株予約権を行使することができる期間
 2018年3月29日から2024年3月27日まで。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
- 4 新株予約権の行使の条件
 - 1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
 - 2) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
 - 3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
 - 4) 新株予約権者は、新株予約権または株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社または当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
 - i) 現金による受領
 - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
 - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
 - iv) その他当社が定める方法
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げた金額とする。

- 2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 6 新株予約権の取得事由及び条件
- 1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社の株主総会において承認されたときは、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - 2) 新株予約権者が権利行使をする前に、前記4 1)に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- 7 譲渡による新株予約権取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
- 8 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割により当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 2) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - 3) 新株予約権の目的たる株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記1 に準じて決定する。
 - 4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記2 で定められる行使価額を調整して得られる1株当たりの再編後払込金額に上記3)に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
 - 5) 新株予約権を行使することができる期間
前記3 に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記3 に定める行使期間の末日までとする。
 - 6) 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
前記5 に準じて決定する。
 - 7) 譲渡による新株予約権取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。
 - 8) 新株予約権の取得事由及び条件
前記6 に準じて決定する。
- 9 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2015年7月1日～ 2015年9月30日 (注)	131,400	1,430,118,400	61	203,466	61	171,002

(注) 新株予約権の行使による増加であります。なお、2015年10月1日から2015年10月31日までに新株予約権の行使により、発行済株式総数が27,300株、資本金が12百万円及び資本準備金が12百万円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である2015年6月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

なお、当第3四半期会計期間末日現在において、テクマトリックス株式会社は当社の関係会社ではないため、同社所有の当株式は相互保有株式ではありません。

① 【発行済株式】

2015年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,008,700	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 79,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,423,876,300	14,238,763	—
単元未満株式(注)	23,000	—	—
発行済株式総数	1,429,987,000	—	—
総株主の議決権	—	14,238,763	—

(注) 「単元未満株式」には自己株式88株を含めて記載しております。

② 【自己株式等】

2015年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総 数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 楽天株式会社	東京都品川区東品川 4丁目12番3号	6,008,700	—	6,008,700	0.42
(相互保有株式) テクマトリックス株式会社	東京都港区高輪 4丁目10番8号	79,000	—	79,000	0.01
計	—	6,087,700	—	6,087,700	0.43

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当第3四半期累計期間において役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の要約四半期連結財務諸表は、IAS第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。当社は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第1条の2に掲げる「特定会社」の要件を満たしているため、同第93条の規定を適用しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（2015年7月1日から2015年9月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（2015年1月1日から2015年9月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【要約四半期連結財務諸表】

(1) 【要約四半期連結財政状態計算書】

		(単位：百万円)	
	注記	前連結会計年度 (2014年12月31日)	当第3四半期連結会計期間末 (2015年9月30日)
資産の部			
現金及び現金同等物		428,635	465,841
売上債権		88,871	85,997
証券事業の金融資産		1,110,888	1,131,144
カード事業の貸付金		692,886	746,412
銀行事業の有価証券		222,297	215,392
銀行事業の貸付金		321,877	419,414
保険事業の有価証券		12,205	14,826
デリバティブ資産		13,927	23,557
有価証券		50,506	115,648
その他の金融資産		144,283	187,563
持分法で会計処理されている投資		8,932	11,549
有形固定資産		34,811	49,723
無形資産		490,679	550,403
繰延税金資産		35,006	26,699
その他の資産		24,892	63,731
資産合計		<u>3,680,695</u>	<u>4,107,899</u>
負債の部			
仕入債務		137,042	113,344
銀行事業の預金		1,137,195	1,284,307
証券事業の金融負債		995,141	1,056,200
デリバティブ負債		11,769	10,638
社債及び借入金		589,927	588,119
その他の金融負債		242,616	243,376
未払法人所得税等		27,129	20,805
引当金		43,969	51,830
保険事業の保険契約準備金		19,847	21,026
繰延税金負債		12,437	21,903
その他の負債		35,537	39,096
負債合計		<u>3,252,609</u>	<u>3,450,644</u>
資本の部			
親会社の所有者に帰属する持分			
資本金	5	111,602	203,466
資本剰余金	5	118,528	207,686
利益剰余金		124,796	174,636
自己株式		△3,649	△3,627
その他の資本の構成要素		70,285	73,163
親会社の所有者に帰属する持分合計		<u>421,562</u>	<u>655,324</u>
非支配持分		6,524	1,931
資本合計		<u>428,086</u>	<u>657,255</u>
負債及び資本合計		<u>3,680,695</u>	<u>4,107,899</u>

(2) 【要約四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第3四半期連結累計期間 (自 2014年1月1日 至 2014年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2015年1月1日 至 2015年9月30日)
継続事業			
売上収益	6	424,216	514,711
営業費用		347,245	431,991
その他の収益		3,535	4,441
その他の費用		7,390	4,203
営業利益		73,116	82,958
金融収益		225	87
金融費用		2,086	2,918
持分法による投資利益		348	735
税引前四半期利益		71,603	80,862
法人所得税費用		28,884	38,325
四半期利益		42,719	42,537
四半期利益の帰属			
親会社の所有者		42,323	42,655
非支配持分		396	△118
四半期利益		42,719	42,537

(単位：円)

親会社の所有者に帰属する1株当たり四半期利益：

基本的	7	32.06	31.41
希薄化後	7	31.88	31.18

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

注記	前第3四半期連結会計期間 (自 2014年7月1日 至 2014年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2015年7月1日 至 2015年9月30日)
継続事業		
売上収益	147,614	182,705
営業費用	121,070	154,614
その他の収益	2,630	2,059
その他の費用	834	2,481
営業利益	28,340	27,669
金融収益	80	6
金融費用	761	962
持分法による投資利益	202	65
税引前四半期利益	27,861	26,778
法人所得税費用	8,488	11,955
四半期利益	19,373	14,823
四半期利益の帰属		
親会社の所有者	19,237	14,883
非支配持分	136	△60
四半期利益	19,373	14,823

(単位：円)

親会社の所有者に帰属する1株当たり四半期利益：

基本的	7	14.56	10.45
希薄化後	7	14.48	10.38

(3) 【要約四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
注記	前第3四半期連結累計期間 (自 2014年1月1日 至 2014年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2015年1月1日 至 2015年9月30日)
四半期利益	42,719	42,537
その他の包括利益		
純損益に振替えられることのない項目：		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の利得及び損失	1,965	19,792
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の利得及び損失に係る法人所得税	△776	△4,115
持分法によるその他の包括利益	△5	6
純損益に振替えられることのない項目合計	1,184	15,683
純損益に振替えられる可能性のある項目：		
在外営業活動体の換算差額	6,261	△12,565
キャッシュ・フロー・ヘッジにおいてその他の包括利益に認識された金額	2,106	△454
キャッシュ・フロー・ヘッジにおいてその他の包括利益に認識された金額に係る法人所得税	△812	130
キャッシュ・フロー・ヘッジにおいてその他の包括利益から純損益へ振替えられた金額	221	445
キャッシュ・フロー・ヘッジにおいてその他の包括利益から純損益へ振替えられた金額に係る法人所得税	△80	△153
持分法によるその他の包括利益	—	△100
純損益に振替えられる可能性のある項目合計	7,696	△12,697
税引後その他の包括利益	8,880	2,986
四半期包括利益	51,599	45,523
四半期包括利益の帰属		
親会社の所有者	51,206	45,631
非支配持分	393	△108
四半期包括利益	51,599	45,523

【第3四半期連結会計期間】

	(単位：百万円)	
注記	前第3四半期連結会計期間 (自 2014年7月1日 至 2014年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2015年7月1日 至 2015年9月30日)
四半期利益	19,373	14,823
その他の包括利益		
純損益に振替えられることのない項目：		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の利得及び損失	△522	△2,999
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の利得及び損失に係る法人所得税	△37	619
持分法によるその他の包括利益	0	△7
純損益に振替えられることのない項目合計	△559	△2,387
純損益に振替えられる可能性のある項目：		
在外営業活動体の換算差額	12,856	△13,832
キャッシュ・フロー・ヘッジにおいてその他の包括利益に認識された金額	2,401	△238
キャッシュ・フロー・ヘッジにおいてその他の包括利益に認識された金額に係る法人所得税	△917	81
キャッシュ・フロー・ヘッジにおいてその他の包括利益から純損益へ振替えられた金額	74	248
キャッシュ・フロー・ヘッジにおいてその他の包括利益から純損益へ振替えられた金額に係る法人所得税	△27	△83
持分法によるその他の包括利益	—	△37
純損益に振替えられる可能性のある項目合計	14,387	△13,861
税引後その他の包括利益	13,828	△16,248
四半期包括利益	33,201	△1,425
四半期包括利益の帰属		
親会社の所有者	33,068	△1,374
非支配持分	133	△51
四半期包括利益	33,201	△1,425

(4) 【要約四半期連結持分変動計算書】

(単位：百万円)

	注記	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	その他の資本の構成要素				親会社 の所有者 に帰属す る持分 合計	非支配 持分	資本合計
						在外営業 活動体の 換算差額	その他の 利益を 公正価 値で測 定する 金融資 産	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ	その他の 資本の 構成要 素合計			
2014年1月1日現在		109,530	116,555	61,226	△3,649	10,491	6,231	△321	16,401	300,063	6,391	306,454
四半期包括利益												
四半期利益		—	—	42,323	—	—	—	—	—	42,323	396	42,719
税引後その他の包括利益		—	—	—	—	6,264	1,183	1,436	8,883	8,883	△3	8,880
四半期包括利益合計		—	—	42,323	—	6,264	1,183	1,436	8,883	51,206	393	51,599
所有者との取引額												
所有者による抛及及び 所有者への分配												
新株の発行		1,615	1,615	—	—	—	—	—	—	3,230	—	3,230
剰余金の配当		—	—	△5,271	—	—	—	—	—	△5,271	—	△5,271
その他の資本の構成 要素から利益剰余金へ の振替		—	—	4,186	—	—	△4,186	—	△4,186	—	—	—
その他		—	531	△590	—	—	—	—	—	△59	—	△59
所有者による抛及及び 所有者への分配合計		1,615	2,146	△1,675	—	—	△4,186	—	△4,186	△2,100	—	△2,100
子会社に対する所有 持分の変動額												
新株の発行		—	—	—	—	—	—	—	—	—	116	116
非支配持分の取得及び 処分		—	△1,008	—	—	—	—	—	—	△1,008	△435	△1,443
その他		—	△51	—	—	—	—	—	—	△51	43	△8
子会社に対する所有 持分の変動額合計		—	△1,059	—	—	—	—	—	—	△1,059	△276	△1,335
所有者との取引額合計		1,615	1,087	△1,675	—	—	△4,186	—	△4,186	△3,159	△276	△3,435
2014年9月30日現在		111,145	117,642	101,874	△3,649	16,755	3,228	1,115	21,098	348,110	6,508	354,618
2015年1月1日現在		111,602	118,528	124,796	△3,649	51,354	19,453	△522	70,285	421,562	6,524	428,086
会計方針の変更による 累積的影響額	2	—	—	13,244	—	—	—	—	—	13,244	103	13,347
会計方針の変更を反映した当 期首残高		111,602	118,528	138,040	△3,649	51,354	19,453	△522	70,285	434,806	6,627	441,433
四半期包括利益												
四半期利益		—	—	42,655	—	—	—	—	—	42,655	△118	42,537
税引後その他の包括利益		—	—	—	—	△12,675	15,683	△32	2,976	2,976	10	2,986
四半期包括利益合計		—	—	42,655	—	△12,675	15,683	△32	2,976	45,631	△108	45,523
所有者との取引額												
所有者による抛及及び 所有者への分配												
新株の発行	5	91,864	91,864	—	—	—	—	—	—	183,728	—	183,728
新株の発行に係る 直接発行費用		—	△770	—	—	—	—	—	—	△770	—	△770
剰余金の配当	9	—	—	△5,952	—	—	—	—	—	△5,952	—	△5,952
その他の資本の構成 要素から利益剰余金へ の振替		—	—	98	—	—	△98	—	△98	—	—	—
その他		—	2,638	△205	22	—	—	—	—	2,455	—	2,455
所有者による抛及及び 所有者への分配合計		91,864	93,732	△6,059	22	—	△98	—	△98	179,461	—	179,461
子会社に対する所有 持分の変動額												
新株の発行		—	—	—	—	—	—	—	—	—	17	17
非支配持分の取得及び 処分		—	△4,543	—	—	—	—	—	—	△4,543	△1,808	△6,351
その他		—	△31	—	—	—	—	—	—	△31	△2,797	△2,828
子会社に対する所有 持分の変動額合計		—	△4,574	—	—	—	—	—	—	△4,574	△4,588	△9,162
所有者との取引額合計		91,864	89,158	△6,059	22	—	△98	—	△98	174,887	△4,588	170,299
2015年9月30日現在		203,466	207,686	174,636	△3,627	38,679	35,038	△554	73,163	655,324	1,931	657,255

(5) 【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

注記	前第3四半期連結累計期間		当第3四半期連結累計期間	
	(自 2014年1月1日 至 2014年9月30日)		(自 2015年1月1日 至 2015年9月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー				
		71,603		80,862
税引前四半期利益				
減価償却費及び償却費		21,739		29,467
その他の損益(△は益)		3,302		5,094
営業債権の増減額(△は増加)		6,953		4,237
カード事業の貸付金の増減額(△は増加)		△67,731		△53,525
銀行事業の預金の増減額(△は減少)		78,365		147,143
銀行事業のコールローンの純増減額(△は増加)		26,000		△34,300
銀行事業の貸付金の増減額(△は増加)		△59,183		△97,537
営業債務の増減額(△は減少)		△18,454		△24,426
証券事業の金融資産の増減額(△は増加)		152,526		16,461
証券事業の金融負債の増減額(△は減少)		△99,264		24,828
その他		△607		△22,439
法人所得税等の支払額		△44,218		△46,310
営業活動によるキャッシュ・フロー合計		71,031		29,555
投資活動によるキャッシュ・フロー				
拘束性預金の預入による支出		△8,733		△6,061
定期預金の預入による支出		△8,938		△11,623
定期預金の払戻による収入		7,141		9,513
有形固定資産の取得による支出		△7,660		△14,111
無形資産の取得による支出		△18,725		△25,663
子会社の取得による支出	12	△89,343		△58,433
銀行事業の有価証券の取得による支出		△269,785		△249,372
銀行事業の有価証券の売却及び償還による収入		238,758		256,112
保険事業の有価証券の取得による支出		△6,666		△4,978
保険事業の有価証券の売却及び償還による収入		4,380		2,464
有価証券の取得による支出		△5,586		△52,806
有価証券の売却及び償還による収入		9,568		7,138
その他の支出		△10,450		△9,786
その他の収入		7,226		6,676
投資活動によるキャッシュ・フロー合計		△158,813		△150,930
財務活動によるキャッシュ・フロー				
株式の発行による収入	5	2,276		182,341
短期借入金の純増減額(△は減少)		△7,362		△14,304
コマーシャル・ペーパーの増減額(△は減少)		△19,800		△32,500
長期借入れによる収入		173,993		93,952
長期借入金の返済による支出		△68,509		△49,729
社債の発行による収入		29,828		—
配当金の支払額		△5,250		△5,950
その他		△4,070		△12,105
財務活動によるキャッシュ・フロー合計		101,106		161,705
現金及び現金同等物に係る換算差額		232		△3,124
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		13,556		37,206
現金及び現金同等物の期首残高		384,008		428,635
現金及び現金同等物の四半期末残高		397,564		465,841

【要約四半期連結財務諸表注記】

1. 一般的事項

(1) 報告企業

楽天(株) (以下、「当社」という。)は、日本に所在する企業であります。当社及び連結子会社 (以下、「当社グループ」という。)は、主にインターネットを通じて役務を提供しており、インターネットサービスとFinTechという2つの事業を基軸とした総合インターネットサービスを展開しております。すなわち、インターネット・ショッピングモール『楽天市場』をはじめとする各種EC (電子商取引) サイト、オンライン・キャッシュバック・サイト、旅行予約サイト、ポータルサイト、デジタルコンテンツサイト等の運営や、これらのサイトにおける広告等の販売等を行う「インターネットサービス」事業、インターネットを介した銀行及び証券サービス、クレジットカード関連サービス、生命保険及び電子マネーサービスの提供等を行う「FinTech」事業、メッセージング及び通信サービスの提供等、プロ野球球団の運営等を行う「その他」事業から構成されています。詳細は、注記4. セグメント情報をご参照ください。

(2) 作成の基礎

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、IAS第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。当社は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第1条の2に掲げる「特定会社」の要件を満たしているため、同第93条の規定を適用しております。なお、年次連結財務諸表で求められている全ての情報が含まれていないため、2014年12月31日に終了した連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものであります。

本要約四半期連結財務諸表は、2015年11月5日に取締役会によって承認されております。

(3) 連結範囲の重要な変更

当第3四半期連結累計期間 (自 2015年1月1日 至 2015年9月30日)

本要約四半期連結財務諸表における連結範囲は、以下を除き、2014年12月31日に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から重要な変更はありません。

第1四半期連結会計期間において株式会社クリムゾンフットボールクラブの株式を取得したため、また、第2四半期連結会計期間においてOverDrive Holdings, Inc.及びそのグループ会社5社の株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

2. 重要な会計方針

以下を除き、当社グループが本要約四半期連結財務諸表において適用する重要な会計方針は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

なお、当第3四半期連結累計期間の法人所得税費用は、見積平均年次実効税率を基に算定しております。

新会計基準の適用の影響

当社グループは、第1四半期連結会計期間より以下の基準を早期適用しております。

IFRS		新設内容
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益(2014年5月新設)	収益認識に関する会計処理および開示に関する基準の新設

当社グループでは、経過措置に準拠してIFRS第15号を遡及適用し、適用開始の累積的影響を当連結会計年度の利益剰余金期首残高の修正として認識しております。

IFRS第15号の適用に伴い、第1四半期連結会計期間より、IFRS第9号に基づく利息・配当収益やIFRS第4号に基づく保険料収入等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております（注記6．売上収益）。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

また、顧客との契約獲得のための増分コスト及び履行コストのうち、回収可能であると見込まれる部分について資産（以下「契約コストから認識した資産」という。）として認識しております。契約獲得のための増分コストとは、顧客との契約を獲得するために発生したコストで、当該契約を獲得しなければ発生しなかったであろうものであります。

その結果、従前の会計基準を適用した場合と比較し、期首時点でその他の資産（契約コストから認識した資産）、繰延税金負債、利益剰余金及び非支配持分がそれぞれ20,679百万円、7,305百万円、13,244百万円及び103百万円ずつ増加し、その他の資産（長期前払費用）が27百万円減少しております。

また、契約コストから認識した資産の計上及び償却により、従前の会計基準を適用した場合と比較し、当第3四半期連結累計期間において、営業費用が4,718百万円減少しております。

なお、売上収益を含むその他の損益項目に与える影響は軽微であります。

3. 重要な会計上の見積り及び判断

IFRSに準拠した要約四半期連結財務諸表の作成に当たって、一部の重要な事項について会計上の見積りを行う必要があります。また、当社グループの会計方針を適用する過程において、経営者が自ら判断を行うことが求められております。会計上の見積りの結果は、その性質上、関連する実際の結果と異なる場合があります。

会計上の見積り及び仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの変更による影響は、見積りが変更された会計期間及び将来の会計期間において認識されます。

本要約四半期連結財務諸表の金額に重要な影響を与える見積り及び判断は、上記に記載の「契約コストから認識した資産」を除き、原則として前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様であります（注記6．売上収益）。

4. セグメント情報

(1) 一般情報

当社グループは、インターネットサービスと、FinTech（読み方：フィンテック／旧インターネット金融）という2つの事業を基軸とした総合インターネットサービス企業であることから、「インターネットサービス」、「FinTech」及び「その他」の3つを報告セグメントとしております。

これらのセグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっております。

「インターネットサービス」セグメントは、インターネット・ショッピングモール『楽天市場』をはじめとする各種ECサイト、オンライン・キャッシュバック・サイト、旅行予約サイト、ポータルサイト、デジタルコンテンツサイト等の運営や、これらのサイトにおける広告等の販売等を行う事業により構成されております。

「FinTech」セグメントは、インターネットを介した銀行及び証券サービス、クレジットカード関連サービス、生命保険及び電子マネーサービスの提供等を行う事業により構成されております。なお、当第3四半期連結会計期間より、セグメント名を「インターネット金融」から「FinTech」へと変更しました。FinTechとは、金融（ファイナンス=Finance）と技術（テクノロジー=Technology）を合わせた言葉で、ITを活用した金融サービスを指しております。

「その他」セグメントは、メッセージング及び通信サービスの提供等、プロ野球球団の運営等を行う事業により構成されております。

(2) 事業セグメントの売上収益と損益の測定に関する事項

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、前連結会計年度の「重要な会計方針」に記載されているIFRSに基づいており、事業セグメントの売上収益及び損益は一部の連結子会社を除き連結修正を考慮していない内部取引消去前の金額であります。経営者が意思決定する際に使用する社内指標は、IFRSに基づく営業利益から、第1四半期連結会計期間より、IFRSに基づく営業利益に当社グループが定める非経常的な項目やその他の調整項目を調整したNon-GAAP営業利益ベースに、変更しております。

経営者は、Non-GAAP指標を開示することで、ステークホルダーにとって同業他社比較や過年度比較が容易になり、当社グループの恒常的な経営成績や将来見通しを理解する上で、有益な情報を提供できると判断しております。なお、非経常的な項目とは、一定のルールに基づき将来見通し作成の観点から除外すべきと当社グループが判断する一過性の利益や損失のことで、その他の調整項目とは、適用する基準等により差異が生じ易く企業間の比較可能性が低い、株式報酬費用、子会社取得時に認識した無形資産の償却費等のことです。以上のセグメント損益の測定変更にともない、前第3四半期連結累計期間及び前第3四半期連結会計期間の事業セグメント損益を当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間の表示に合わせて組替再表示しております。

また、当社グループは、最高経営意思決定者が使用する事業セグメントへ、資産及び負債を配分しておりません。

前第3四半期連結累計期間(自 2014年1月1日 至 2014年9月30日)

(単位:百万円)

	インターネット サービス	FinTech	その他	合計
セグメントに係る売上収益	252,705	171,810	33,375	457,890
セグメント損益	46,150	34,218	2,394	82,762

当第3四半期連結累計期間(自 2015年1月1日 至 2015年9月30日)

(単位:百万円)

	インターネット サービス	FinTech	その他	合計
セグメントに係る売上収益	309,495	204,376	38,639	552,510
セグメント損益	56,513	47,939	△4,441	100,011

前第3四半期連結会計期間(自 2014年7月1日 至 2014年9月30日)

(単位:百万円)

	インターネット サービス	FinTech	その他	合計
セグメントに係る売上収益	86,756	60,667	11,924	159,347
セグメント損益	17,592	13,016	71	30,679

当第3四半期連結会計期間(自 2015年7月1日 至 2015年9月30日)

(単位:百万円)

	インターネット サービス	FinTech	その他	合計
セグメントに係る売上収益	110,588	69,340	15,198	195,126
セグメント損益	20,623	15,140	△914	34,849

セグメントに係る売上収益から連結上の売上収益への調整は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2014年1月1日 至 2014年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2015年1月1日 至 2015年9月30日)
セグメントに係る売上収益	457,890	552,510
内部取引等	△33,674	△37,799
連結上の売上収益	424,216	514,711

(単位:百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 2014年7月1日 至 2014年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2015年7月1日 至 2015年9月30日)
セグメントに係る売上収益	159,347	195,126
内部取引等	△11,733	△12,421
連結上の売上収益	147,614	182,705

セグメント損益から税引前四半期利益への調整は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2014年1月1日 至 2014年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2015年1月1日 至 2015年9月30日)
セグメント損益	82,762	100,011
内部取引等	△928	△2,603
Non-GAAP営業利益	81,834	97,408
無形資産償却費	△4,331	△6,007
株式報酬費用	△1,334	△4,523
非経常的な項目	△3,053	△3,920
営業利益	73,116	82,958
金融収益及び金融費用	△1,861	△2,831
持分法による投資利益	348	735
税引前四半期利益	71,603	80,862

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 2014年7月1日 至 2014年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2015年7月1日 至 2015年9月30日)
セグメント損益	30,679	34,849
内部取引等	△299	△443
Non-GAAP営業利益	30,380	34,406
無形資産償却費	△1,526	△2,234
株式報酬費用	△514	△1,736
非経常的な項目	-	△2,767
営業利益	28,340	27,669
金融収益及び金融費用	△681	△956
持分法による投資利益	202	65
税引前四半期利益	27,861	26,778

前第3四半期連結累計期間に計上された非経常的な項目は、海外子会社の引当金繰入額、のれん及び無形資産の減損、税法の改正等に伴う引当金取崩額の合計額であります。当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間に計上された非経常的な項目は、本社移転に伴う費用であります。

(3) 重要な会計方針変更の影響

当社グループは、2. 重要な会計方針の記載にあるように、第1四半期連結会計期間よりIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用しております。なお、IFRS第15号の経過措置にしたがい、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しているため、前第3四半期連結累計期間及び前第3四半期連結会計期間については修正再表示しておりません。

5. 資本金及び資本剰余金

新株の発行による資本金及び資本剰余金の増加は、主に以下によるものであります。

当社は、今後の持続的な成長に備えた財務基盤の強化、及び財務戦略の柔軟性を高めるため、2015年6月4日開催の取締役会において、国内における一般募集及び海外市場（ただし、米国においては1993年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。）における募集として、新株式99,606,500株の発行を決議し、2015年6月30日に払込みを受けました。この結果、当第3四半期連結累計期間において、資本金が90,987百万円、資本剰余金が90,986百万円増加しております。

6. 売上収益

① 売上収益の分解

当第3四半期連結累計期間(自 2015年1月1日 至 2015年9月30日)

(単位：百万円)

		セグメント			
		インターネットサービス	FinTech	その他	合計
主要なサービスライン	楽天市場及び楽天トラベル	138,433	—	—	138,433
	Ebates	23,904	—	—	23,904
	ケンコーコム	16,913	—	—	16,913
	楽天ブックス	16,678	—	—	16,678
	楽天カード	—	66,986	—	66,986
	楽天銀行	—	39,836	—	39,836
	楽天証券	—	35,678	—	35,678
	楽天生命	—	24,177	—	24,177
	フュージョン・コミュニケーションズ	—	—	16,089	16,089
	東北楽天ゴールデンイーグルス	—	—	9,558	9,558
	その他	105,703	8,054	12,702	126,459
	合計	301,631	174,731	38,349	514,711

※グループ会社間の内部取引控除後の金額を表示しております。

当社グループは、インターネットサービス、FinTech及びその他のサービスを有する総合インターネットサービス企業であり、EC（電子商取引）事業を中心に複数のビジネスを行っております。これらのビジネスから生じる収益は顧客との契約に従い計上しており、変動対価等を含む売上収益の額に重要性はありません。また、FinTechにおける利息及び配当等については、IFRS第9号に基づいて売上収益として計上しております。

インターネットサービスセグメントにおいては、『楽天市場』、『楽天トラベル』、『Ebates』、『ケンコーコム』、『楽天ブックス』等のサービスを提供し、主な収益を下記の通り認識しております。

マーケットプレイス型ECサービスである『楽天市場』や、旅行予約サービスである『楽天トラベル』等においては、取引の場を顧客に提供することをその基本的な性格としております。当社グループは、これらのサービスの運営にあたり、出店者・役務提供者への出店サービス及びシステム利用に関するサービス、出店者・役務提供者と消費者の決済に関する決済代行サービス、当社グループを通じた販売拡大のための広告関連サービス等を提供しております。また、これらのサービスは諸規約に基づき、サービス内容や当事者間の権利と義務が定められており、サービスの内容の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を下記の通りに識別して、収益を認識しております。

『楽天市場』への出店サービスについて、当社グループは規約に基づき出店者に対し契約期間に渡り、楽天グループのマーケットプレイス型ECウェブサイトへの出店サービス及び出店コンサルティングサービス等を提供する義務を負っております。当該履行義務は、契約期間に渡り時の経過につれて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される契約期間において、出店形態別に定められた金額に基づき、各月の収益として計上しております。

システム利用に関するサービスについて、当社グループは規約に基づき、出店者・役務提供者に対して出店者・役務提供者と主として楽天会員との間での個々の取引の成立に関するサービスの提供を行う義務を負っております。当該履行義務は、出店者・役務提供者と主として楽天会員との個々の取引の成立時点で充足されるもの

であり、収益は当該履行義務の充足時点で、流通総額（出店者・役務提供者の月間売上高）にサービス別・プラン別・流通総額の規模別に定められている料率を乗じた金額にて計上しております。

広告関連サービスについて、当社グループは広告規約に基づき、出店者・役務提供者に対し期間保証型の広告関連サービスを提供しており、契約で定められた期間に渡り、広告を掲示する義務を負っております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて期間均等額で収益を計上しております。

決済代行サービスについて、当社グループは、カード決済規約に基づき、楽天グループのサービスを利用する消費者と出店者・役務提供者との間での決済代行サービスを提供しております。当該サービスにおいては、クレジットカードによる取引代金決済のための取引承認、代金決済情報やキャンセル等のデータを送受信・処理する義務を負っております。当該サービスについては、主に消費者のカード利用取引が生じた時点が履行義務の充足時点となると判断し、同時点で手数料を計上しております。

『Ebates』においては、小売業者のロイヤリティプログラムを促進するため、オンラインショッピングのキャッシュバックサービス、ウェブサイトにおける広告掲示、個人向けターゲットメールサービスを提供しております。主なサービスであるキャッシュバックサービスに関しては、当社グループは規約に基づき、Ebates会員が顧客である小売業者との間で行ったオンラインショッピングに対して手数料を受領すると共に、Ebates会員に対してキャッシュバックを実施しております。このキャッシュバックサービスにおいては、小売業者のウェブサイトへEbates会員を継続的に誘導し、取引の注文を誘引する義務を負っております。当該サービスについては、Ebates会員が小売業者のウェブサイトで行った取引の注文をした時点が履行義務の充足時点となると判断し、直接又はネットワークを通して取引の注文を確認した時点で手数料を計上しております。

インターネットサービスのうち、当社グループが主に楽天会員に対して商品・役務を提供する『ケンコーコム』及び『楽天ブックス』等のサービスにおいては、当社グループが売買契約の当事者となります。これらの直販型の取引においては顧客に商品が到着した時点または役務を提供した時点で収益を計上しております。なお、楽天ブックスのうち、国内における書籍（和書）販売については、再販売価格維持制度を考慮すると会計上は代理人としての性質が強いと判断されるため、収益を関連する原価と相殺のうえ、純額にて計上しております。

FinTechセグメントにおいては、『楽天カード』、『楽天銀行』、『楽天証券』、『楽天生命』等の金融サービスを提供し、主な収益を下記の通り認識しております。

『楽天カード』においては、主としてクレジットカード関連サービスを提供しております。主にクレジットカード利用者と加盟店間の資金決済を通じて得られる加盟店手数料、クレジットカード利用者から得られるリボルビング払い手数料及び分割払い手数料、クレジットカード利用者から得られるキャッシング手数料を得ております。加盟店手数料に関しては、カード会員のショッピング取引後、加盟店から当社へ売上データが送信されたタイミングにおいて、決済サービスの提供という履行義務が充足されるため、同時点で、クレジットカードの決済金額に一定の料率を乗じた手数料収益を計上しております。リボルビング払い手数料及び分割払い手数料と融資収益に含まれるキャッシング手数料に関しては、リボルビング残高、分割支払回数及びキャッシング残高に対してそれぞれ一定の料率を乗じた利息収益を、IFRS第9号に従いその利息の属する期間に認識しております。

『楽天銀行』においては、インターネットを通じた銀行業務（預金、貸出、為替）およびその他様々なサービスを提供しております。貸出については、「楽天スーパーローン」と呼ばれる個人向けローン及び「楽天銀行住宅ローン（金利選択型）」と呼ばれる住宅ローン等を取り扱っており、貸出金利息収入を得ております。また、資金運用から生じる有価証券利息等の利息収入も得ております。貸出金利息や有価証券利息等の資金運用収益は、IFRS第9号に従い、その利息の属する期間に収益を認識しております。為替手数料等については、取引が行われた時点で履行義務が充足されるため、同時点において手数料収益を認識しております。

『楽天証券』においては、金融商品取引業務とその他の付随業務を提供し、これら取引に付随して発生する手数料やトレーディング損益、利息等を収益の源泉としております。金融商品取引業務には、国内株式取引に加え、

外国株式取引、投資信託の販売等、様々な取引が存在し、それぞれの手数料体系は異なっております。現物株式に関する委託取引、信用取引及び投資信託の販売取引等に関連して発生する手数料に関しては、約定日等の取引成立時において履行義務が充足されるため、同時点において手数料収益を計上しております。また、IFRS第9号に従い、外国為替証拠金取引については、公正価値で測定された利得及び損失が売上収益及び営業費用にそれぞれ計上され、国内株式信用取引の建玉に対する金利収益については、その利息の属する期間に収益を認識しております。

『楽天生命』においては、生命保険業務を行っており、主たる商品である個人向け保障生命保険契約からの保険料等収入及び有価証券利息を中心とした資金運用収益を計上しております。保険料等収入を構成する保険料は、IFRS第4号に従い、個別契約ごとに予め定められた保険料率により算定された金額を収益として計上しております。また、資金運用収益については、IFRS第9号に従い、その発生期間に収益を認識しております。

その他セグメントにおいては、通信事業等の各種サービスの提供を行っており、主な収益を下記の通り認識しております。

『フュージョン・コミュニケーションズ』においては、中継電話事業を中心とした電話関連サービス及びインターネット接続サービス等を提供しております。電話関連サービスについては、契約に基づき、契約者に対して常時利用可能な回線を提供し、当該回線を利用した通話サービスの提供を行う事を履行義務として識別しております。常時利用可能な回線を維持する履行義務については時の経過に基づき、通話サービスの提供については回線の利用に応じて履行義務が充足されると判断しております。したがって、回線の提供及び回線の利用状況に応じた回線使用料を各月の収益として計上しております。また、インターネット接続サービスについては、契約期間に渡り、契約者へのインターネット回線の提供を行う事を履行義務として識別しており、回線使用料を各月の収益として計上しております。

『東北楽天ゴールデンイーグルス』においては、プロ野球チームの運営を通じて、チケットの販売や関連グッズ等の商品販売、スタジアムにおける広告の掲載等のサービスを提供しております。チケットの販売に関しては、試合が行われる毎に履行義務が充足されると判断しており、当該時点において収益を認識しております。商品販売につきましては、商品の引渡時点において履行義務が充足されると判断しており、当該引渡時点において収益を認識しております。広告サービスについては、契約で定められた期間に渡り、広告を掲示する義務を負っております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて期間均等額で収益を計上しております。

② 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

当社グループは、顧客との契約獲得のための増分コスト及び履行のためのコストのうち、回収可能であると見込まれる部分について資産として認識しております。契約獲得のための増分コストとは、顧客との契約を獲得するために発生したコストで、当該契約を獲得しなければ発生しなかったであろうものであります。

当社グループにおいて資産計上されている契約獲得のための増分コスト及び履行のためのコストは、主に顧客を獲得するために発生した入会キャンペーン費用であります。資産計上された当該入会キャンペーン費用は楽天カードへの新規入会者に付与した楽天スーパーポイントに関するコストであり、契約を獲得しなければ発生しなかった増分コストであります。なお、当該費用を資産計上する際には、カードの有効稼働会員割合等を加味したうえで、回収が見込まれる金額のみを資産として認識しております。また、当該資産については、会員のカード利用による決済サービスの提供という履行義務が充足されるカード会員の見積契約期間に応じた規則的な償却を行っております。

また、契約コストから認識した資産については、計上時及び四半期ごとに回収可能性の検討を行っております。検討に当たっては、当該資産の帳簿価額が、顧客との契約が継続すると見込まれる期間に渡り関連する財又はサービスと交換に企業が受け取ると見込んでいる対価の残りの金額から、当該財又はサービスの提供に直接関連し、まだ費用として認識されていないコストを差し引いた金額を超過しているかどうか判断を行っております。これらの見積り及び仮定は、前提とした状況が変化すれば、契約コストから認識した資産に関する減損損失を損益に認識することにより、契約コストから認識した資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があるため、当社グルー

プでは、当該見積りは重要なものであると判断しております。

当第3四半期連結会計期間末における契約コストから認識した資産の残高は、25,623百万円であります。

7. 1株当たり利益

基本的1株当たり四半期利益は、親会社の所有者に帰属する四半期利益を、当該四半期の発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しております。発行済普通株式の加重平均株式数には、当社が買い入れて自己株式として保有している普通株式は含んでおりません。

希薄化後1株当たり四半期利益は、全ての希薄化性潜在的普通株式の転換を仮定して普通株式の加重平均株式数を調整することにより算定しております。

当社にはストック・オプションによる希薄化性潜在的普通株式が存在しております。ストック・オプションについては、未行使のストック・オプションに付与されている新株予約権等の価額に基づき、公正価値(当社株式の期間平均株価)で取得可能株式数を算定しております。

1株当たり四半期利益を算出するために用いた親会社の所有者に帰属する四半期利益及び加重平均株式数の状況は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2014年1月1日 至 2014年9月30日)			当第3四半期連結累計期間 (自 2015年1月1日 至 2015年9月30日)		
	基本的	調整	希薄化後	基本的	調整	希薄化後
親会社の所有者に帰属する四半期利益 (百万円)	42,323	△5	42,318	42,655	△2	42,653
加重平均株式数(千株)	1,320,187	7,338	1,327,525	1,357,814	10,037	1,367,851
1株当たり四半期利益(円)	32.06	△0.18	31.88	31.41	△0.23	31.18

	前第3四半期連結会計期間 (自 2014年7月1日 至 2014年9月30日)			当第3四半期連結会計期間 (自 2015年7月1日 至 2015年9月30日)		
	基本的	調整	希薄化後	基本的	調整	希薄化後
親会社の所有者に帰属する四半期利益 (百万円)	19,237	△2	19,235	14,883	△0	14,883
加重平均株式数(千株)	1,321,338	6,679	1,328,017	1,424,009	9,623	1,433,632
1株当たり四半期利益(円)	14.56	△0.08	14.48	10.45	△0.07	10.38

希薄化効果を有しないため、希薄化後1株当たり四半期利益の算定に含めなかった潜在株式の概要は、以下のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間 (自 2014年1月1日 至 2014年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2015年1月1日 至 2015年9月30日)
—	当社の新株予約権 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく ストック・オプション 2015年3月27日 定時株主総会決議 1,742千株

前第3四半期連結会計期間 (自 2014年7月1日 至 2014年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2015年7月1日 至 2015年9月30日)
—	当社の新株予約権 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく ストック・オプション 2015年3月27日 定時株主総会決議 1,845千株

当第3四半期連結会計期間末日(2015年9月30日)から要約四半期連結財務諸表の承認日までの期間において、1株当たり四半期利益に重要な影響を与える取引はありません。

8. 偶発事象及び契約

(1) 貸出コミットメントライン契約及び保証債務

一部の連結子会社は、クレジットカードに附帯するキャッシング及びカードローンによる融資業務を行っております。

なお、同契約は融資実行されずに終了するものもあり、かつ、利用限度額についても当社グループが任意に増減させることができるものであるため、融資未実行残高は当社グループのキャッシュ・フローに必ずしも重要な影響を与えるものではありません。

一部の連結子会社にて営業保証業務、すなわち一般顧客が一部連結子会社の業務提携先から受けた融資に係る債務について、一般顧客に対し債務保証する業務を行っております。

上記の貸出コミットメントに係る未実行残高及び営業保証業務における保証債務残高の状況は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2014年12月31日)	当第3四半期連結会計期間末 (2015年9月30日)
貸出コミットメント	2,312,745	2,491,015
金融保証契約	14,806	12,976
合計	2,327,551	2,503,991

(2) 借入コミットメントライン契約

当社及び一部の連結子会社では、複数の金融機関と借入コミットメントライン契約を締結しており、未実行残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2014年12月31日)	当第3四半期連結会計期間末 (2015年9月30日)
借入コミットメントラインの総額	137,639	222,757
借入実行残高	30	956
未実行残高	137,609	221,801

(3) コミットメント (契約)

前連結会計年度末日 (2014年12月31日)、当第3四半期連結会計期間末日 (2015年9月30日) 現在、契約しているものの連結財務諸表上認識していない重要な資本的支出 (コミットメント) は存在しません。

9. 配当金

前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間における配当金支払額は、以下のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間 (自 2014年1月1日 至 2014年9月30日)				
決議日	1株当たり配当金 (円)	配当金支払総額 (百万円)	基準日	効力発生日
2013年11月26日 2014年2月14日	4	5,271	2013年12月31日	2014年3月31日

当第3四半期連結累計期間 (自 2015年1月1日 至 2015年9月30日)				
決議日	1株当たり配当金 (円)	配当金支払総額 (百万円)	基準日	効力発生日
2015年2月12日	4.5	5,952	2014年12月31日	2015年3月30日

10. 金融商品の分類

当社グループにおける金融商品の分類は、以下のとおりであります。

前連結会計年度(2014年12月31日)

(金融資産)

(単位：百万円)

	公正価値で測定する金融資産		償却原価で測定する金融資産	合計
	純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
現金及び現金同等物	—	—	428,635	428,635
売上債権	—	—	88,871	88,871
証券事業の金融資産	680	—	1,110,208	1,110,888
カード事業の貸付金	—	—	692,886	692,886
銀行事業の有価証券	17,888	1	204,408	222,297
銀行事業の貸付金	—	—	321,877	321,877
保険事業の有価証券	—	—	12,205	12,205
デリバティブ資産	13,927	—	—	13,927
有価証券	2,378	37,597	10,531	50,506
その他の金融資産	1	—	144,282	144,283
合計	34,874	37,598	3,013,903	3,086,375

(金融負債)

(単位：百万円)

	公正価値で測定する金融負債		償却原価で測定する金融負債	合計
	強制的に公正価値で測定される金融負債	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債		
仕入債務	—	—	137,042	137,042
銀行事業の預金	—	71,220	1,065,975	1,137,195
証券事業の金融負債	—	—	995,141	995,141
デリバティブ負債	11,769	—	—	11,769
社債及び借入金	—	—	589,927	589,927
その他の金融負債	—	—	242,616	242,616
合計	11,769	71,220	3,030,701	3,113,690

当第3四半期連結会計期間末(2015年9月30日)

(金融資産)

(単位：百万円)

	公正価値で測定する金融資産		償却原価で測定する金融資産	合計
	純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
現金及び現金同等物	—	—	465,841	465,841
売上債権	—	—	85,997	85,997
証券事業の金融資産	1,541	—	1,129,603	1,131,144
カード事業の貸付金	—	—	746,412	746,412
銀行事業の有価証券	5,272	1	210,119	215,392
銀行事業の貸付金	—	—	419,414	419,414
保険事業の有価証券	—	—	14,826	14,826
デリバティブ資産	23,557	—	—	23,557
有価証券	47,774	56,945	10,929	115,648
その他の金融資産	1	—	187,562	187,563
合計	78,145	56,946	3,270,703	3,405,794

(金融負債)

(単位：百万円)

	公正価値で測定する金融負債		償却原価で測定する金融負債	合計
	強制的に公正価値で測定される金融負債	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債		
仕入債務	—	—	113,344	113,344
銀行事業の預金	—	49,825	1,234,482	1,284,307
証券事業の金融負債	—	—	1,056,200	1,056,200
デリバティブ負債	10,638	—	—	10,638
社債及び借入金	—	—	588,119	588,119
その他の金融負債	—	—	243,376	243,376
合計	10,638	49,825	3,235,521	3,295,984

11. 金融商品の公正価値

(1) 金融商品の公正価値及び帳簿価額

下記は、当社グループの保有する金融商品の帳簿価額と公正価値の比較を示しております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2014年12月31日)		当第3四半期連結会計期間末 (2015年9月30日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
(金融資産)				
証券事業の金融資産	1,110,888	1,110,888	1,131,144	1,131,144
カード事業の貸付金	692,886	701,051	746,412	754,888
銀行事業の有価証券	222,297	222,606	215,392	214,915
銀行事業の貸付金	321,877	323,275	419,414	422,591
保険事業の有価証券	12,205	12,807	14,826	15,240
デリバティブ資産	13,927	13,927	23,557	23,557
有価証券	50,506	50,762	115,648	116,088
合計	2,424,586	2,435,316	2,666,393	2,678,423
(金融負債)				
銀行事業の預金	1,137,195	1,137,558	1,284,307	1,284,829
証券事業の金融負債	995,141	995,141	1,056,200	1,056,200
デリバティブ負債	11,769	11,769	10,638	10,638
社債及び借入金	589,927	590,105	588,119	588,197
合計	2,734,032	2,734,573	2,939,264	2,939,864

公正価値の算定方法

・証券事業の金融資産

証券事業の金融資産は、主に短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

・カード事業の貸付金、銀行事業の貸付金

カード事業の貸付金及び銀行事業の貸付金の公正価値は、一定の期間毎に区分して、将来のキャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によって算定しております。

・有価証券、銀行事業の有価証券及び保険事業の有価証券

これらのうち、上場株式の公正価値については連結会計期間末日の市場の終値、非上場株式の公正価値については類似業種比較法等、適切な評価技法を用いて算定しております。債券等の公正価値については、売買参考統計値、ブローカーによる提示相場等、利用可能な情報に基づく合理的な評価方法により算定しております。

・デリバティブ資産及び負債

デリバティブ資産及び負債のうち、為替予約については、先物為替相場等に基づき連結会計期間末日の公正価値を算定しております。また、金利スワップの公正価値は、将来のキャッシュ・フローを満期までの期間及び連結会計期間末日の金利スワップの利率により割り引いた現在価値により算定しております。なお、金利スワップ契約の取引相手先は高格付けを有する金融機関に限定しており、信用リスクは僅少であるため、公正価値の算定にあたり考慮しておりません。

・銀行事業の預金

銀行事業の預金のうち、要求払預金については、連結会計期間末日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を公正価値としております。また、定期預金の公正価値は、一定の期間毎に区分して、将来のキャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

・証券事業の金融負債

証券事業の金融負債は、主に短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

・社債及び借入金

社債及び借入金のうち満期までの期間が長期のものの公正価値は、一定の期間毎に区分して、将来のキャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

なお、その他の金融資産及び金融負債は、主に短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似しております。

(2) 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

金融商品のうち、当初認識後に公正価値で測定される金融商品に関して分析を行っております。下記は、公正価値をレベル1からレベル3までの公正価値ヒエラルキーに基づく分類を示しております。

<各ヒエラルキーの定義>

レベル1：同一の資産または負債について活発な市場における（未調整の）公表価格

レベル2：当該資産または負債について直接にまたは間接に観察可能な、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットを使用して算定された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法によって算定された公正価値

当社グループは、各ヒエラルキー間の振替を四半期連結会計期間末日において認識しております。

連結財政状態計算書において公正価値で測定される資産及び負債に関するヒエラルキー別分類

前連結会計年度(2014年12月31日)

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
証券事業の金融資産	—	680	—	680
銀行事業の有価証券	—	—	17,889	17,889
有価証券	6,568	—	33,407	39,975
銀行事業の預金	—	71,220	—	71,220
デリバティブ資産/負債	—	2,158	—	2,158

前連結会計年度においてレベル1とレベル2の間の重要な振替はありません。

当第3四半期連結会計期間末(2015年9月30日)

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
証券事業の金融資産	—	1,541	—	1,541
銀行事業の有価証券	—	—	5,273	5,273
有価証券	7,146	—	97,573	104,719
銀行事業の預金	—	49,825	—	49,825
デリバティブ資産/負債	—	12,919	—	12,919

当第3四半期連結会計期間においてレベル1とレベル2の間の重要な振替はありません。

(3) レベル3ヒエラルキーの調整表

下記の表は、1つ以上の重要なインプットが観察可能な市場データに基づかないレベル3に分類された金融商品の、期首から期末までの残高の増減を示す調整表であります。

前第3四半期連結累計期間(自 2014年1月1日 至 2014年9月30日)

(単位：百万円)

	銀行事業の有価証券	有価証券	合計
2014年1月1日	34,954	13,883	48,837
利得又は損失			
純損益	△19	15	△4
その他の包括利益	0	3,120	3,120
購入	—	286	286
売却	△1,676	△5	△1,681
発行	—	—	—
決済	—	—	—
償還	△10,130	—	△10,130
その他	—	242	242
レベル3への振替	—	—	—
レベル3からの振替(注)	—	△2,560	△2,560
2014年9月30日	23,129	14,981	38,110
前第3四半期連結累計期間末日に保有する金融商品に係る純損益の合計	183	15	198

(注)公正価値の測定に使用する重要なインプットが観察可能となったことによる振替であります。

前第3四半期連結累計期間(自 2014年1月1日 至 2014年9月30日)の純損益に含まれている利得又は損失は「売上収益」に含まれております。

当第3四半期連結累計期間(自 2015年1月1日 至 2015年9月30日)

(単位:百万円)

	銀行事業の有価証券	有価証券	合計
2015年1月1日	17,889	33,407	51,296
利得又は損失			
純損益	△120	93	△27
その他の包括利益	△0	20,140	20,140
購入	—	46,466	46,466
売却	—	△991	△991
発行	—	—	—
決済	—	—	—
償還	△12,496	△0	△12,496
その他	—	△785	△785
レベル3への振替	—	—	—
レベル3からの振替(注)	—	△757	△757
2015年9月30日	5,273	97,573	102,846
当第3四半期連結累計期間末日に保有する金融商品に係る純損益の合計	△173	96	△77

(注)公正価値の測定に使用する重要なインプットが観察可能となったことによる振替であります。

当第3四半期連結累計期間(自 2015年1月1日 至 2015年9月30日)の純損益に含まれている利得又は損失は「売上収益」に含まれております。

非上場株式の公正価値の測定は、所定のルールに従って営業部門から独立した管理部門により行われております。公正価値を測定するにあたり、個々の資産の性質、特徴ならびにリスクを最も適切に反映できる評価モデルを決定しております。評価モデルの採用論拠及び評価過程について、リスクの管理部署に報告され、公正価値の評価の方針及び手続に関する適正性が確保されております。

銀行事業の有価証券の公正価値の測定は、時価算定事務基準に従いリスク管理部門により行われております。取引金融機関等から提供される価格については、有価証券種別ごとに分類し、それぞれの分類に応じて時価変動に影響を与える重要な指標の推移をモニタリングし、価格変動との整合性の確認を行っております。検証内容については、月次でリスク管理委員会・経営会議・取締役会に報告しております。

レベル3に分類された銀行事業の有価証券について、インプットがそれぞれ合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の公正価値の増減は重要ではありません。また、レベル3に分類されたその他の金融商品については、インプットがそれぞれ合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の重要な公正価値の増減は見込まれておりません。

12. 企業結合

当第3四半期連結累計期間(自 2015年1月1日 至 2015年9月30日)

OverDrive Holdings, Inc.との企業結合

(1) 企業結合の概要は以下のとおりであります。

- ① 被取得企業の名称 OverDrive Holdings, Inc.
- ② 事業の内容 図書館・教育機関向けに電子書籍及びオーディオブック等のコンテンツ配信サービス
- ③ 企業結合を行った理由

当社は、デジタルコンテンツサービスを、インターネットサービス、FinTechに続く今後の成長戦略の柱の一つと位置付け、2012年のKobo Inc. (現 Rakuten Kobo Inc.) 買収以降、電子書籍事業を順調に拡大してまいりました。OverDrive Holdings, Inc.の買収は、主に同社の確立されたポジショニングやこれまで蓄積してきた有形無形の資産と、Rakuten Kobo Inc.が誇る技術革新の実績、海外展開、出版社との強固でグローバルな関係によって、両社が保有するプラットフォーム、ブランド、革新的な製品開発が強化され、グローバルな成長を加速させると見込まれます。

- ④ 企業結合日 2015年4月27日
- ⑤ 企業結合の法的形式 株式の取得
- ⑥ 結合後企業の名称 結合後企業の名称に変更はございません。
- ⑦ 取得した議決権比率 100.0%
- ⑧ 取得企業を決定するに至った根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

(単位：百万円)

取得の対価：	
現金	50,218
取得対価の合計	50,218

(3) 取得に直接要した費用は208百万円であり、「営業費用」にて費用処理しております。

(4) 発生したのれんの金額及び発生原因は以下のとおりであります。

- ① 発生したのれん金額 312百万USドル
 ※なお、のれん金額は取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。
- ② 発生原因 今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力の合理的な見積りにより発生したものです。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び負債の額は、以下のとおりであります。

	公正価値
資産の部	
現金及び現金同等物	17百万USドル
無形資産	135百万USドル
その他	35百万USドル
資産合計	187百万USドル
負債の部	
未払金	3百万USドル
その他	78百万USドル
負債合計	81百万USドル

(6) 企業結合が期首に行われたと仮定した場合の当社グループの売上収益及び当期利益に与える影響は軽微なため、記載を省略しております。

13. 後発事象

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年11月5日

楽天株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀧	澤	徳	也	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西	田	裕	志	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高	木	健	治	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている楽天株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成27年7月1日から平成27年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年1月1日から平成27年9月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、楽天株式会社及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

注記2. 重要な会計方針に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を早期適用している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。